

議員提出議案第3号

葛飾区保育所の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月15日

提出者 7番 片岡 ちとせ 29番 木村 ひでこ
30番 三小田 准一 31番 中村 しんご

葛飾区議会議長 伊藤 よしのり 殿

(提案理由)

保育料完全無償化のため保育利用料を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区保育所の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の保育料等に関する条例（昭和62年葛飾区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、3歳未満児（支給認定教育・保育（保育に限る。）、法第28条第1項第1号に規定する理由により受けた特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育、法第30条第1項1号に規定する理由により受けた特定地域型保育又は特定利用地域型保育が行われた年度の初日の前日における年齢がそれぞれ3歳未満の小学校就学前子どもをいう。）に係る区立保育所支給認定教育・保育保育料は、0円とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項の規定は、令和6年10月以後の月分の区立保育所支給認定教育・保育保育料について適用し、同月前の月分の区立保育所支給認定教育・保育保育料については、なお従前の例による。